

# 公益財団法人岩山育英会財産管理運用規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩山育英会（以下「この法人」という。）の法令並びに定款の定めに基づくこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

### (財産管理責任者)

第2条 理事長は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規程及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理しなければならない。

## 第2章 基本財産の維持管理等

### (構成)

第3条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産

### (維持管理)

第4条 理事長及び財産管理責任者は、前条第1号に定める基本財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

### (処分等)

第5条 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第3章 その他の財産の維持管理等

### (維持管理)

第6条 その他の財産（基本財産以外の財産）については、理事長は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

2 その他の財産のうち、奨学金事業の財源に充てる財産については、貸借対照表及び財産目録において特定資産として計上し、他の用途には用いないものとする。

## 第4章 補則

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この法人の財産の管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

この規程は、公益財団法人岩山育英会の設立の登記の日から施行する。